

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月分）の 第3子以降の学校給食費補助制度の申込みについて

子育てに要する費用の負担を軽減するため、観音寺市立小・中学校に通う第3子以降の学校給食費の補助制度を実施しています。

対象となる方は、下記の案内にしたがって手続きをお願いします。補助金の適用を受ける場合は、申込書の提出が年度ごとに必要となります。

補助制度の対象者

令和7年4月8日時点（新年度学校給食開始日）以降に、以下の①から③を全て満たしている保護者が補助制度の対象となります。なお、補助金の額は扶養している子のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 小学生以上の子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から3番目以降の子が観音寺市立小・中学校に通っていて、学校給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等の学校給食費の全額援助を受けていない。（現在、申請中の場合は、本補助制度も併せて申請いただきますよう、お願いします。）

給食費の補助については、保護者の委任を受け、各学校給食会が市へ申請をします。補助が決定すると、保護者からは、給食費は徴収しなくなります。

申込み方法について

- ① 「観音寺市立小・中学校第3子以降学校給食費補助金申込書」に必要事項を記入してください。
- ② この用紙と一緒に同封されていた封筒に申込書を入れ、氏名等を記載し、提出ください。（第3子以降のお子さまが2人以上いる場合は、世帯で1通のみの提出でかまいません）

※電子申請でお申し込みの場合は、紙の申込書の提出は不要です。

申込書の提出先

第3子以降のお子さまが通っている、小・中学校へ提出してください。

令和7年度の補助金の申込み期限

令和7年2月28日(金)

※期日を過ぎて提出される場合、学校給食課に直接持参してください。

申込み期限を過ぎて申込みされた場合、補助金の適用は申込日以降となります。

※年度途中で第3子に該当するようになった場合は、速やかに申込書を提出してください。

可否決定通知書について

期限までに申込書の提出があった方は、審査の結果を記載した可否決定通知書を4月に通知します。以降は随時通知書をお送りします。

世帯の状況に変更が生じた場合

可否決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合（扶養している人数の変更等）は、変更の届出が必要となります。各学校や市 HP 等に状況変更届を用意していますので、速やかにご提出をお願いします。（扶養している子が減った場合、補助金の対象外になることがあります。）

Q & A

Q 扶養している子に年齢制限はありますか。

第1子、第2子については扶養していれば年齢制限はありません。

Q 同一人物が子を扶養している必要がありますか。

同一人物が扶養している必要はありません。

（共働き世帯で、第1子が父、第2子及び第3子が母の扶養の場合等）

Q 保険証の添付はどのようにすればよいですか。

「有効期限が切れる前の健康保険証」、「資格情報証」、「資格情報のお知らせ（A4 書面）」、「マイナポータルログイン後の健康保険証情報を印刷したもの」のいずれかの添付をお願いいたします。

Q 三豊中学校に兄弟が通学していますが、保険証等の添付は必要ですか？

三豊中学校に通っているお子さまの保険証等の添付は必要ありません。

お問い合わせ先

観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

電話：0875-57-6660

住所：香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号